

第七回国会
衆議院
地方行政委員会
議録 第三号

昭和二十五年二月四日(土曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事大泉 寛三君 理事川西 清君

理事川本 末治君 理事菅家 喜六君

理事野村孝太郎君 理事藤田 善光君

理事立花 敏男君 理事伊三郎君

河原伊三郎君 清水 逸平君

淵上房太郎君 吉田吉太郎君

門司 亮君 床次 徳二君

出席國務大臣 本多 市郎君

出席府政委員 小野 哲君

地方自治行政次官 荻田 保君

地方自治行政次官 荻田 保君

(地方自治行政次官) 高辻 正巳君

總務府事務官 高辻 正巳君

委員外の出席者 專門員 有松 昇君

一月二十八日 委員廣川弘禪君辭任につき、その補

欠として菅家喜六君が議長の名で

委員に選任された。

二月四日 菅家喜六君が理事に補欠当選した。

一月三十日 自治体警察制度改善に関する請願

(堀田賢四郎君紹介)(第四五一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三号)
地方財政に関する件

○中島委員長 これより会議を開きま
す。まず理事の補欠選挙の件を議題と
いたします。昨年の十二月二十日理事
でありました菅家喜六君が委員を辞任
されました。爾來空席となつておりま
すので、その補欠選挙を行いたいと思
います。これは投票の手続を省略し
て、委員長において指名するに御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めま
す。菅家喜六君を理事に指名いたしま
す。

○中島委員長 次に地方自治法の一部
を改正する法律案、内閣提出第三号を
議題として、質疑を続行いたします。
通告順で許可いたします。立花敏男
君。

○立花委員 私どもこの間中地方をず
つとまわつて参りましたし、その他從
來から経験いたしましたところでも、
地方行政の一番基礎になるべき点で、
實際地方が何らの権限を持つていない
ということが痛感されることが、たび
たびございます。シャウブ勸告により
まして、住民の根拠は市町村にある
のだ、従つて市町村における住民の生
活こそが、住民の最も日常的な生活の
基礎になるべきものだといふに言
われておりました。そういう住民の生

活を發展向上させるためにこそ、今度は
地方税の増徴が考えられていと思ひ
ますが、そういう問題から考えまして
も、もう少し地方の自治体に、日常生
活に対する権限を與えなければいけな
いと思ひます。たとえば四、五日前に
東京報の各新聞紙に載つておりました
が、二月分の主食の配給が二十三分
しかない。五日分減らされておる。と
ころが、こういう問題に關しましては、
市町村では何ら権限がないわけなの
で、一方的に農林省あたりで定められ
ましたことを見ておるのか、手がな
いといふふうな状態なのであります。食
糧配給の切符を發行いたしますだけ
で、實際の食糧の配給については、市
町村長は何ら権限がない。特に小さい
市町村だけではなしに、大都市におき
ましては、何ら権限を持つていない。こ
ういふことは最も人民の生活に密着し
て行わるべき、地方行政の非常に大
きな欠陥ではないかと思ひます。その他
失業の問題にいたしまして、最近
地方産業の崩壊、あるいは中小企業
の崩壊によりまして、失業者がどん
／＼各地方に出て来ております。特に都會
には多いのであります。この失業者
に対する対策にいたしまして、市町
村長は何らの権限を持つていない。こ
の間私も鳥取に出張調査に参りました
が、鳥取などにおきましては、もう
先月の半ごろにすでに失業対策費が全
部使い果されて、これから出て来
る失業者には何らの対策もない、しか
も失業者がどん／＼ふえて来ておる。

これをひとつ何とかしてくれというよ
うな、知事の特別の懇願がございま
したが、市町村のみならず府縣におきま
しても、この失業の問題をもてあまし
て、特別の対策を立て得ない状態であ
ります。その他住宅の問題にいたしま
しても、あるいは住民の衣料の問題に
いたしまして、先ほど述べました食
糧の問題、あるいは失業の問題、すべ
て、こういうような直接住民の日常生活
に關係のある部面、自治体の権限が
與えられていないといふことは、非常
に大きな問題だらうと思ひます。今後
もう少し自治体の方に、こういう問題
を自主的に解決する行政的な措置を、
お考えになる御用意があるかどうか、
承りたいと思ひます。

○荻田府政委員 地方自治の充実のた
めに、事務をなるべく地方団体にし
てやらしめる。しかもその場合住民と最
も密接な關係のあります市町村に、な
るべく広い範圍の権限を與える。この
方向は政府といたしまして尊重し
て、今後の改正を行つて行きたいと考
えておるのであります。ただ、いまこ
シャウブ勸告が出まして、この中にも
はつきりとしたことがあつたのでござ
いますので、先般地方行政調査委員会
を設置いたしました。国政全般にわた
りまして、そのような趣旨におきま
して検討を加え、至急調査の結果、成案
を得ますならば、それを実施して行
きたい。こういう根本的な考えを持
ております。ただ主要食糧の配給の問
題、あるいは失業救済の問題、こうい
う具体的な問題につきましては、私
どもからお話ししますより、農林省なり
労働省なりから、お話しした方がい
いと思ひます。われ／＼の考へてい
るところを参考に申し上げておきます
ならば、市町村に主要食糧配給の事務は
移されておきますけれども、何分にも
市町村で配給いたします主要食糧の額
というものは、国の方から逐次割當
されて来なければならぬのでありま
すから、なか／＼その権限全部を市町
村に委任するといふことは、參らな
いのじやないかと思ひます。
それから失業救済の問題につきま
しても、それ／＼地元市町村におきま
して対策を立てるべきであります。が、
何分にも財政の問題と關係いたして来
ますので、その場合労働省の補助金、
あるいはその他起債とか財源の問題
等、多々ありますので、なか／＼この
点もいかに市町村の権限を拡大いた
しまして、市町村だけで簡単に解決ま
でつくといふふうには、參らないじや
ないかといふように考へております。
御参考のために申し上げておきます。

○立花委員 食糧の配給などの問題
を、全面的にすべての権限を市町村に
渡せといふようなことは、いろ／＼な
關係でできないかとも思ひますが、
たとえば私が例にあげました二月の主
食の配給のような問題の場合に、あれ
は明らかに私は不当だと思ひるのであ
りますが、ああいふ問題の場合に、市町
村長の發言権なり、あるいは決定権な
りを、もう少し強める必要があるじや

ないかと考えます。そういう問題で、やはり市町村長なり府県知事が、住民の立場に立つて発言できるという、そういう行政のあり方を、もう少し考えていただきたいのであります。

次にお尋ねしたいと思いますが、これは、地方の住民の生活の困窮の大きなものになっております。この中央の政策によつて、地方が非常に産業上あるいは経済上の影響を受けるという問題が起つて来ているのでございますが、ただいま申し上げました食糧の問題にいたしましても、失業の問題にいたしましても、そういう中央の大きな政策によつて、地方が影響を受けるという面が非常に強く出て来ております。地方に参りますと、もう主食の配給もこれないという住民の数が、漸次増加しつつある愛すべき状態にあるのであります。これが、これが非常に中央の施策のいかんによるところが多いというふうな結果が現れております。たとえば漁業の問題——私瀬戸内海に参りますが、瀬戸内海の漁民の状態は、非常に逼迫の度を加えております。と申しますのは中央における漁業政策と申しますものが大休大漁業中心である。特に遠洋漁業中心に資金資材を投じまして、沿岸の零細漁民は、まったく無視せられておられるところから、沿岸の零細漁民の中心である。瀬戸内海方面は、漁業が無視されて、その結果瀬戸内海沿岸の漁民が非常に困窮しております。漁獲高はおそらく三分の一ないし二に減つておられるところから、漁獲が減ると同時に、普通であれば魚価が上がるのが当然であります。魚価も上がらないので下つておられるというふうな状態で、実際の

収入はかつての十分の一、二十分の一に減つて、ひどい漁村に参りますと一戸あたり平均一箇月二千円ないし三千円の収入しかないというふうなところから、統計的に現れておられるわけでありまして、ここらあたりでは漁民自体が主食の配給がとれなくて、組合で主食の代金を立てかえまして、月に何度か沖へ行つて魚をとりまして、それを組合で共同販売をして、そのうちからようやく主食代金を差引いておられるというふうな非常に苦しい状態に陥つておられるわけでありまして、こういう漁民を多数にかかえておられます。府県、あるいは市町村にとりましては、これが非常に致命的な問題になつて来るわけでありまして、こういう問題が中央の漁業政策によつて、地方的に生み出されて来ております。こういう問題に對して地方として地方産業を守る、建前から、あるいは地方の住民の生活を守る、あるいは行政上の政策的な措置なり、あるいは行政上の発言なりがござりますが、この問題に關しまして、大長はどういうふうにお考えでございましょうか、承りたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 ただいま漁民の問題を御質問に相なつたのであります。が、お話のように各地において、漁民の生活状態が不漁その他の關係から、困窮に陥つておられるところがあるという事は、承知いたしておるものであります。先ほど大長から答弁いたしましたように、今回のシャウブ勧告に基きまして、全面的な行政事務の再配分を行ふというところに相なりまして、御承知のように地方行政調査委員會議で、目下実際の調査をいたしておるような次第でございまして、この漁民の問題に

つてございまして、この漁民の問題につきましては、あるいは融資の關係であるとか、あるいはまた生活自体の保護の問題であるとか、いろいろな社会政策的な基本的な問題があるのではなからうか、かように考える次第でございまして、従ひまして、特に御指摘になりましたように、外洋漁業と沿岸漁業との関連等から考へて、沿岸漁業者が目下非常に困つた状態にあるという点は、私もよく承知いたしてございまして、これら各点について当該地方団体の長が、相當の発言権を持ちまして、國の漁業政策に對して相當の意見を述べ、かつこれに對する施策を講ずるといふことは、ごもつともその点と思つておられると思いますが、これらの点につきましては、何と申しましたも地方自治庁として、ただいま申しましたような基本的な行政事務の問題から、解決することが必要であらうと存するものであります。が、國の漁業政策との関連に對して、當面の問題をどう処理するかというところに相なりますと、この点についてはむしろ水産庁等の意見を一応お聞き取り願ふことが妥當ではないか、かように思ひますので、實際的な問題に對しては、ただいまはつきりとした御答弁を申し上げかねる次第でございまして、さういふ意味におきまして御了承願ひたいと存じます。

○立花委員 具体的な結論をお願いすることとは、本日の目的でもありません。またただいまではできないかと思ひますが、ただいま述べました水産の問題だけではなしに、実は電気事業の問題あるいは道路政策の問題、こういう問題で地方に大きな負担のしかかつて来ておる。たとえば電氣の分断

政策によりまして、この間私も調査団が参りました岡山などにおきましては、もう電氣税は與えられてもとれない、そういうことをはつきり申しておいます。あるいは鳥取などでは、もう農民は脱穀、灌漑に電氣が使えなくなつて来たとして申しておるのがあります。岡山は特に電氣料金が上りまして、これ以上電氣税をとり得ることになりまして、もとれない。もしとれば岡山から全部産業は他の地方へ逃げてしまふ。あるいは岡山から他方へ逃げられないような小さい工業は全部つぶれてしまふ。だから岡山では電氣税を與えられなくても電氣税はとれないのだ、こういう事情を中央では知つておられるか、こういうことを、知事自身が申しておりました。

こういう問題が中央の一方的決定によつて、地方に大きな打撃を與えておることが、私も明らかなに看取できたのであります。道路の問題でも、今度の道路法の改正によりまして指定された指定道路などは、その負担の大きな部分が都道府県に負担されるとある。あるいは道路網の完成によりまして、村道あるいは市町村の道路の改善が、非常に大きな負担を地方財政に與えておる。こういうことが当然考えられるのですが、現在でさえ困窮しておられます地方財政に、こういう中央の一方的な政策——地方が何ら参加しない政策の決定によつて、大きな負担がこらうむらされるというところに対しては、私も、私も地方自治団体の立場を考へて、私も、非常にむづかしいかと思ひます。こういう問題に對しまして、やはり一定の権限を地方自治団体に與えて、そういうものを拒否する。ある

いはそういうものの決定に対する参画あるいは発言の機会を正當に認めてやるといふことが、必要じゃないかと思ひますが、何かこれに對する御構想はございせんでしょうか。

○小野(哲)政府委員 ただいま重ねて御質問がございまして、お説の通りに必ずしも國の施策が十分にこなせるという状態に置かれていない、ということ、認め得るかと思ひます。この点につきましては私から申し上げるまでもなく、地方自治制度の改革が急テンポに行われました結果、その運営の形式につきましては、やや整備されて参つておりますけれども、その實質の面におきまして、必ずしも十分でないところがあつたことを否定することはできないと存じます。この点について、これは常々申し上げておりますように、適当な財源を地方に與えますと同時に、これと並行いたしまして、ただいま申しましたように、都道府県及び市町村相互間の行政事務の再配分なり、またこれに伴う諸般の問題を解決することが必要であらう。かように考へておるのであります。従ひまして、ただいま具体的ないかなる施策を地方自治庁として持つておられるかという御質問に對しましては、なお目下検討を加へておるような次第で、この根本的な問題が解決され、また適当な財源が與えられるにあらざれば、ただいま立花委員の仰せになりましたような結果が現われるのではないかと、かように考へておるような次第で、地方自治庁といたしましては、地方行政調査委員會議と緊密な連絡をとりながら、この種の問題を取上げて参りたい、か

ように考えている次第であります。

○立花委員 ただいまの問題と関連いたしまして、適当な財源の問題について来るわけでございますが、この点に關しまして安本が何か考えておられますか、お聞きして。

ただいま申しましたように、地方の産業が非常に衰退しつつある、あるいは破壊されつつある、そういう意味から、そういうものを補うという意味もあるのだと。また、全国に十数箇所の総合開発地点をつくり出して、国家が積極的に総合開発に乗り出す。その一例として、本多さんが豊後、対馬に行かれました、新聞の発表によりますと、豊後、対馬に對しまして十八億円の金を出して道路を修理し、漁港を改修するといふようなことが発表されておりました。こ

ういふものをも少し地方の現状に即して、地方の要望を入れておやりになるお考えはないのかどうか、私も前から見ますと、離れ小島の豊後、対馬に十八億という金を出しますことは、さういふ申しました瀬戸内海の沿岸漁民が、もう食えなくなつて来ているといふ実情を無視して、無視してと言ふと語弊があるかもしれませんが、そういう状態を片方に置きながら、豊後、対馬だけ十八億の金を注いでおるといふような総合開発のやり方は、地方にとりましては非常に遺憾だと考へざるを得ないと思ふのですが、この問題につきましても自治府の意見を承りたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 総合開発の關係でございますが、わが国の現状から考へまして、資源の開発等につきま

て、当該地方の特殊性にかんがみ計画を樹立するといふことは適當であらう。かように考へております。ただいま具体的にお話になりました對馬の総合開発計画につきましても、実は詳細を承知いたしておきませんので、これは關係當局からお話をお聞き取り願ひたいと存じます。ただ地方自治府とい

は、當該地方の電源開発等に關しましては、特にこの点にかんがみまして、地方起債の道を講ずるとか、その他の考慮をいたしておられますことを申し述べておきたいと存ずるのでございます。もつとも全体的な問題といたしましては、あるいは見返り資金の問題とも関連が起つて来るかと思ひますが、當面の問題といたしまして、早急に実現をいたさなければならぬような点につきましても、ただいま申しましたようなあるいは地方起債等の方法によりまして、できるだけ地方の開発に寄與いたすように進めて参りたい、かように考へておる次第でございます。

○立花委員 豊後、對馬の問題を御存じないとおつしやいしましたが、そういたしますと、総合開発の問題は自治府には何の相談もなしに行われておるのかどうか、あるいは自治府としては職制上の何の關係もないのかどうか承りたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 私は對馬の問題をつまびらかにいたさなかつたといふことを申し上げたのでございまして、この点について当該關係官庁相互間——もちろん地方自治府も含めまして、どのように進行之しておられますかといふことは、追つて調査の上、御答弁いたす方が適當かと考へましたので、お

答へを申し上げたような次第でございます。

○立花委員 できましたら総合開発の問題は、先ほどから述べた通りです。すなわち、破壊されつつある地方の産業、あるいはそれを通過しての地方の住民の生活の困窮を救うという意味から、総合開発の決定にあたりましては、地方自治府が大きな発言権を持つといふふうによつていただきたいと思います。

それからそういう問題と関連いたしまして、実は最近特に地方自治体の官僚化といふものが見られるのでありますが、この問題についてお聞きしたいと思ひます。この問題には前にも私の委員会でお聞きしたことがあるのでございしますが、たとえば青森県、あるいは東京都の知事室の問題でございしますが、今度の自治法の改正案によりまして、地方議会の開会の数を六回から四回に減しておる。ところが一方知事室などを設けて、理事者側の機關を強化いたしまして、人事あるいは企画等といふものを一つにまとめた見られ、非常に地方機關の官僚化が見られます。このことは地方が持つております各委員会の動き方の中にも、委員自体の官僚化が見られるわけでありまして、たとえば公安委員会にいたしましても、公安委員の権限をそのまゝにしておいて、事務局長の権限を強化して、あるいは警察局長の権限を強化して、あるいは教育委員会の権限を強化して、あるいは教育委員の権限をそのまゝにしておきまして、教育長などの権限を非常に強化しておる。こういう形で知事自体の権限の強化、あるいは各委員会の事務局長の権限の強化、こ

ういふものが非常に強行されて参りまして、一方議会の権限が——権限と申すところまではつきり現われておるかもしれませんが、議会の開会の回数を制限しておる。こういう形に特徴的に現われておりますように、地方の官僚化といふことがはつきり見られて参つております。しかもその官僚化が中央の官僚化をそのまま受け継いでおる。中央の官僚化の出店になつておるといふ感じが非常にするのです。こういう点につきましても自治府としてどういふふうにごらんになつておるか、どういふ対策をお持ちになつておるか、承りたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 先ほど立花委員から御希望がございました北海道の、その他各地方における総合開発計画に關しましては、地方自治府が相當強い発言権を持つことが適當である、こ

ういふお説でございしますが、私もまた同感でございまして、さういふ方向に現在進んでおるような次第でございます。

なお次に御尋ねになりました地方行政運営に關する官僚化の問題でございしますが、その中で具体的に申し上げたところ、あるいは地方議会の開会数を制限するとか、あるいはその他の機關に對して権限を付與するといふことが、地方官僚化を中央と相まつて助長することになりはしないか、こ

今日の状況から判断いたしました、私どもは立花委員が御指摘になりましたように、官僚化の方向に強行進んでおるものとは考へられないのでありまして、これらの点については極力さうな方向に進まないで、地方自治体の自主的な活動並びに運営を助長して参りたい。こ

ういふ考へのもとに目下諸般の仕事を行つておるといふことを申し上げておきたいと存じます。

○立花委員 自治府のお考えとしてはさうであると思ひますが、實際地方に行かれておる行政を見ますと、地方が中央の手になつておる、しかも中央の官僚化された悪い部面を持つて、その手先のようになつて、地方が動いておるといふことがはつきり見られます。一例を申し上げますと、私どもこの間関西地方に地方自治体の不當議員問題で調査に参りましたが、そのときにこ

ういふ例が現われております。これは神戸でございしますが、あの定員法による中央における首切り、それに従つて自治府が地方に干渉なさる、これは決して拘束力を持つものではないといふふうによつておられましたので、と

例を出して首を切つたのだというふう
に書いてあるわけです。決して地方の
事情によつて、地方の行政事務を勘案
いたしまして行政整理をやつたのでは
ない。中央の指示によつて定数條例を
決定して、首を切つたのだと、公文書
ではつきりと書いてあります。私助役
がそういう文書を出して来て、そうい
う説明をしておるのです。こうなつて
参りますと、中央の官僚化された形
が、地方へ参りますと、一方的にうの
みにされまして、さいせん言いました
ように地方が中央の出先のようになつ
てしまつておるといふことが、はつき
り言えると思います。あるいは他の例
でいたしますと、最近運輸関係、ある
いは通産関係の出先機関が地方に吸収
されましたが、この場合でもいらない
ような煩雜な事務だけは地方に與えま
して、その費用も地方に負担させまし
て、しかも重要な、中核であるべきよ
うな事務は、その中から引抜いてやは
り中央が握つておる。従つて地方から
すると、かえつて煩雜な結果になりま
して、しかも費用だけは負担させられ
る。住民にいたしまして、今までは
事務所に行つて来ればよかつたのを、
今度は県庁と事務所と両方行かなけれ
ばならぬというやうな実態が起つてお
りまして、これは明らかに中央の官僚
的な支配が、そういう古い形で地方に
残されておるといふふうに見受けられ
ると思うのですが、こういう問題はさ
いぜん次官が言われましたよ、意図で
やつておられるかは存じませんが、実
際の形では地方にそういう形で現われ
ておりますので、今後こういう問題の
起らないように、ひとつやつていただ

きたいと思ひますが、御意見を承りた
いと思ひます。

それから財政の問題に移りたいと思
ひますが、行政の根本になりますのは
財政だといふやうに言われましたが、
非常に私も現在重大な問題だと思ひ
ますのは、ただいま予算委員会が平衡
交付金の項で述べになつておる言
葉、あれは今年度は非常に地方の財政
に余裕が生じているといふやうなこと
が書かれてございまして、地方自治の
基盤になります行政の問題につきまし
て、あの言葉は非常に重大な言葉だと思
ひますが、あれにつきまして自治庁
の方ではどういふふうにお考えになつ
ておられるのか、あの文書は自治庁が
お書きになつたのか、それとも自治庁
が御承認なさつたのかどうか、承つて
おきたいと思ひます。

○中島委員長 立花委員にちよつと申
し上げますが、今日の日程には財政に
関する件といふのが、一番終いの日程
にあります。委員の御質疑は地方財政
に関する件の方で、私はお願いしたか
つたのです。ただいまの御質問に対し
て政府委員が御答弁になるなら、それ
は異存ありませんが、財政に関する件
はさうに御了承を願ひます。

○小野(香)政府委員 ただいま立花委
員からいろいろ御質問がございまし
て、たとえば御指摘になりました行政
整理の問題について、当該地方団体が
中央の指示を受けてやつたといふこと
を申しておつたといふやうな話もあ
つたと存するのでありますが、政府の
考え方といはしましてはたび／＼御説
明いたしましたように、これに対して
強要をするといふやうな態度に出てお
つたわけではないのでありまして、勉

奨するといふ域を脱してゐるものと
考へておりません。従つて、あるいは
それを勧奨を受けたがごとき印象をもつて、
指示を受けたがごとき印象をもつて、
そういうことを書面の上書き現わし
たのではなからうかと存するのであり
まして、政府の真意のほどは何かわ
りがない、また当時さうな考え方
もつて協力方を勧奨したといふ考え
で、行われたものであるといふこと
を、重ねて申し上げておきたいと思
ひます。なおまた、出先機関の
問題にいたしまして、能く限りこれ
を地方に委譲いたすやうに考へてお
りますことは、何ら変更がないのであ
ります。さうにこれを進めて参りたい
といふ意図をもつておりますことを申
し上げておきたいと存じます。なおそ
の次に御質問のありました地方財政
の問題でございしますが、どういふやうな
書類が出ておりましたか、実は私今手
もとに持つておりませんので、確たる
ことを申し上げかねるのであります
が、御承知のやうに地方配付税にか
つて地方財政平衡交付金制度が実施さ
れますために、その法制化を行う準備
をいたしておりましたので、いづれ地方
財政平衡交付金法案が提案されました
あかつきに、御審議を煩わした
い、かやうに存するのでございませ
ん。シャウプ税制報告書にもございま
すやうに、少くとも昭和二十四年度
の税収の推定から考へておりました千五百
億に對しましては、四百億程度の増収
を考へられてゐる。こういうやうな点
から考へまして、地方財政にゆとりが
生ずるかどうかは、その地方財政の歳
入歳出の両面から考へまして、勘案い
たさなければならぬ問題とは存じま

すけれども、少くとも二十四年度に比
較いたしまして、地方財政が強化され
るということは申し上げて差支えない
のではなからうか、かやうに考へてい
る次第であります。

○中島委員長 お諮りいたしますが、
まだ地方自治法の一部を改正する法律
案に対する質疑は池田君、龍野君、川
西君、藤田君と残つてゐるのでありま
す。しかし本多國務大臣が出席せられ
ましたから、日程を変更しまして、地
方財政に関する件を議題にしてこれの
考究に入りたいと思ひます。いかがで
ございましょうか。御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○中島委員長 それではさういふこと
にとりかゝります。

○中島委員長 地方財政に関する件を
議題にいたします。

この際委員諸君の大体の御意思を尊
重しまして委員長より便宜本多國務大
臣の御所見を伺いたしたのでございま
す。地方財政平衡交付金法案でありま
すが、この法案はただいま予算委員会
に付議されております予算中にある
地方財政平衡交付金千五百七億四で
ありますが、これと並行してこの法案の
審議を進めて行きたいのであります。
何となれば前の配付税の法案と違いま
して、金額を決定する法案ではありま
せん。交付金の処理の法案であります
が、しかしこの法案の趣旨によりまし
ては、増額を要求し、あるいは現額に
止めるといふやうなことを、予算委員
会に反映する必要があると思ひます
のであります。しかるにこの平衡交付
金法案がいまだに国会に御提出になら

ぬのであります。これに對しまして
は、政府の方で取急いで御提出になる
べき手段を十分とつておるのでござい
ましようが、その理由を明らかにして
おいていただきたいと思ひるのであり
ます。いつごろ御提案になることがで
きるか。それから今まで延び／＼にな
つておるのは、どういふ理由である
といふやうなことを、率直にわれ／＼委
員会に報告していただきたいと思ひ
ます。この点を第一としてお伺
いたします。

○本多國務大臣 平衡交付金法につ
きましては、まづた委員長から質問の
理由にお話のありましたように、予算
とも不可分のものでもございします
し、この法律の内容によつては平衡交
付金自体の實質的な相違にもなるので
ございします。せむともこれを一体
として御調査願ひつてもよろし
で、鋭意成果を得ることに努力して参
つたのであります。いまだ提案に至
つておらないことは、まことに申訳な
いと存じております。これは新しい制
度であり、たくさん補助金等がこれ
に統合されます関係で、各省との折衝
もまことに複雑であるのと、関係方面
との折衝などに、非常な手数を要して
おる次第でございまして、今所管の自
治庁において、努力をいたしておるの
であります。その折衝連絡等の今日
の状況については、次長から答弁申し
上げたといふ存じなのであります。

○藤田政府委員 ただいま大臣からお
述べになりました通り、この法案は非
常に画期的な法案でございしますし、
ことに従前ございした各省の負担
金、補助金を相当多数整理いたしまし
て、この制度に統合になつたというや

うな関係もございまして、各省におきまして非常に多くの希望なり意見なりを持つておりますので、この調整に思わぬ日数を費したわけでございます。さらに関係方面との折衝におきましても、いろいろと注文がございまして、またやはり国内と同様、関係するセクションも多いわけでございまして、そういうことから非常に事務的に法案の進行が遅れております。できますならば来週中ぐらいいは、結論を得たいと考えております。

○中島委員長 次にもう一点本多國務大臣の御所見をお伺いいたしますが、この地方税法の改正案、これは非常に膨大な法案でございます。ことにこの法案の内容に至りましては、驚くべき研究を要するよう重要な問題が多い。しかるにこれが容易に提案の運びに行かないという事実を、私も承知しております。そういうことになりまると、来年度の地方公共団体の予算というものは、まったくいかなる方法によつて、予算を作成したらよろしいかというところは重大な問題になります。毎年の例であります、骨格予算ではない、まったく空想的な予算というものをつくらなければ実行できないのではないかと思う。そこでそういうためにその予算によつて歳入の一部を収得するということはできないのであります。二十五年度の初頭においては各地方公共団体というものは、非常に困難に陥るのではないかと、ただ地方財政平衡交付金法案が通りますと、この法案によつて四月に平衡交付金の交付ができるような運びになりますれば、またこれでも一部の市町村は助かると申してよろしいのでありますが、これ

も非常にめんどろな法案でございまして、あるいは三月中旬からないとも限らぬと思つておりますが、なるべく何としまして来年度の初頭における市町村の財政の困窮を救済して、少くも行政の機能にさわるのないようにするといふことは、政府の重大な責任であると思つております。これに對してどういふふうにお考えになつておりますか、ただ過然と無計画的な来年度の四月一日を迎えるといふことは、われわれ地方行政委員会としても、できないことではあります。政府におかれましては、ごく率直に、いかなる方法をとりになるかといふことを、ひとつ御明答願ひたいと思つております。

○本多國務大臣 御指摘の点につきましては、政府といたしましては、その間に生ずるようなことがあつてはならないと思ひまして、まことに心配いたしておるのであります。原則としては少くも平衡交付金が年度初頭に決定できるようにといふことに努力をいたして行きます。その間隙を少くしたいと思つておりますが、しかしそれではお話の通り多少のずれは、やむを得ないことも考えられますので、原則的に税法、平衡交付金の制度等を促進するとともに、それでもなおかつどうしても運営に支障を生ずるといふような際には、平衡交付金の概算をいたしまして、その内拂いといふようなことをまずやりまして、その自治体の運営に支障のないように対処して行きたい、こゝういふふうなことを考えておる次第でございまして。

○中島委員長 この際お諮りいたしました、平衡交付金に對するこの法案の大体のことに対して、政府に御説明をしていただきたいと思ひますが、そういうことにとりかはらぬとして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中島委員長 それでは平衡交付金法案のいづゆる草案であります、これに對してさしつかえない程度まで御説明をわづらわはしたい。しかしながらその御説明のうちあるいは将来変更いふことを私も承知いたしまして、説明を求めらるわけでありまして、どうぞ御遠慮なく説明していただきたい。

○本多國務大臣 内容につきまして詳しくは次長から御説明申し上げますが、この平衡交付金の制度は、まことに画期的な制度でありまして、この平衡交付金という一つの制度により、地方公共団体の財政の調整を一本に行ひまして、煩瑣な各種の個々の補助金といふものを、これに統合してしまふといふことを目標に、これを設けようとしておるのであります。しかしながらいろいろの事情のために、幾分でも例外がございする情勢にありますが、これは、自治庁担当の私どもといたしましては、まことに遺憾に存じておる次第であります。でき得る限り統合をす

る。そして地方の財源を明確ならしめ、かつ中央に對する一つ一つの補助金に對する連絡陳情等が、今後これでおるわけでございます。この財源は千五百億となつておりますが、これによつて調整する。その調整の基準といふことは、標準財政需要額といふものと標準収入額といふものを算定いたしまして、これを基準に一千五百億をもつて財政調整を行おうといふので

ございます。これが理想的に行われるためには、この平衡交付金という制度も進行され、金額もさらに多くなればならぬものだらうと考えられますが、本年度におきましては、以上のような範囲内におきまして、行ふことを、目的とした制度を考えております。内容の詳細につきましては、次長から御説明を申し上げます。

○秋田政府委員 ただいま委員長から御説明もございましたが、われわれの現在考えておりますことにつきましては、相当根本的に関係方面におきましても異論がございするところですが、ただいまから説明申し上げますが、必ずしもその形になつて国会に提案になるといふことは保証できませんので、あらかじめ御了承願ひます。

一般平衡交付金のわけ方の問題でございますが、これはシャッフル勸告にもございまして、各地方団体につきまして標準財政需要額といふものを算定いたしまして、それからその団体の徴収し得ます標準の税額を算定します。その差額を一般平衡交付金として、当該の団体に交付することになるわけでありまして。しかば第一に標準財政需要額をどうして算定するかという問題でございますが、これは非常にむづかしい問題でありまして、大体このように考へております。各地方団体の費用のうち特定の収入、たとえば起債であるとか、国庫補助金であるとか、そのほかの特定の収入でまかなわれる部分では、一般平衡交付金の関係するところではございせんから、これは除外いたしまして、結局一般平衡交付金と地方税とによつてまかなわれる程度のも

のを対象にいたしたいと考えております。

す。それでその總額の範囲内におきまして、これを相当数の行政項目にわけまして、それ／＼各個に算定いたします。たとえば道府県でございすれば土木費、教育費、厚生労働費、産業経済費、農林復興費、公債費、その他の行政費、この七つくらいにわけられると思ひます。そしてさらにその内訳をもう少し細別したいと思ひます。たとえば教育費におきましては、その内訳を教育委員会の費用、小学校の費用、中学校の費用、養育院学校の費用、高等学校の費用その他の教育費用といふようにわけることにはいたしたいと思ひます。そしてその／＼につきまして標準行政費を算定するわけでございますが、その方法は大体一つの測定標準といふものを設けて、その一つあたりの単位を算定したものをもちまして、その行政費の標準と見るわけでありまして。たとえば小学校の経費につきましては、小学校の児童数、学級数、学校数、そういうものを測定標準にいたすわけでありまして。そして児童数一人当たり何円、学級数一つ当たり何円、学校数一校当たり何円、こゝういふ三つの方法をもちまして計算し、それを合せてものが小学校費になるわけでありまして。しかばその標準は一本にするかといふことではございせんが、これは全一國一律では適當でないと思ひます。そこで多少技術的問題になりまして、計算上めんどうであります。これは、計算上めんどうでありまして、むしろその基準の方に差等をつけて参りたい。つまり児童数でも、全一國一律に一人を一人として計算せずに、一人に對して割増しあるいは減減をす

る、こういうような考えであります。しからばどういう根拠で、どういう事項でもつてその差等をつけるかという問題であります。これは四つのご意見を考へております。一つはその單位が多いか少いかということでございます。たとえば人口なら人口をもちまして、算定する経費につきまして、一人を対象にする場合、二万人を対象にする場合とは、簡単に二倍の経費がいるとは考えられません。大きくなればなるほど割安になります。従つて人口が大きくなればそれだけ削減するといふやり方にしたいと思ひます。第二に人口の密度ということ考えたといひと思ひます。同じ一万人の人口のある町村でありまして、面積が五倍になれば、それだけ経費が割高につきますから、そういうところに対しては割増しをするということでございます。それから第三に、町村の人口と市の人口との間の差等をつけたいと思ひます。これは大きく申しれば文化度と申しますか、そういう考えであります。こまかい問題を考へまして、現在俸給につきまして、都市には勤務手当というやうなものがついておりますから、やはり同じ経費でありまして、農村部門と都市部門とは差等がつくわけであります。そのやうな割増しをいたしたい。

第四番目に寒冷地、積雪地、この方面におきましては、たとえば学校をつくるにいたしまして、経費が違ふわけでありまして、あるいは道路の補修費がよけいあるというやうなことがございます。あるいはまた俸給にいたしまして、寒冷地手当、石炭手当というやうなものがついております。そう

いう趣旨でその割増しをいたします。この四つのファクターをもちまして、それを割増しなり減減なりいたしましたて、それをもつて測定基準といたしましたと思います。それに合理的な単価を乗じましてその経費の標準行政費というものを算出するわけであります。

第二に標準課税額という問題であります。この計算は各種の税目につきまして、小さなものはあるいはやめたいと思いますが、大体法定科目の大部分につきまして、標準率をもつて、その団体がどれだけ税を徴収し得るかというものを計算するわけであります。この場合二つの問題があるわけであります。一つはこの税額を算定する場合に、現実にはその地方団体が賦課徴収いたしました額そのものをもつて、ただちにこの標準課税額の基礎にするかどうかという点であります。われわれはそれのようなことはなるべく避けよう、客観的に見てその団体がどれだけ税をとり得るか、たとえば遊興飲食税をとるにいたしましたとしても、その府県の手心によりまして、非常にきつくとつているところと、緩くとつているところとあります。これを府県でやつていながらそのままとりますと不公平が起りますから、ほかの客観的な基準によりまして、その団体がとり得る遊興飲食税の額を算定したい、このように考えであります。

第二の問題は、標準税率をもつて算定いたしました税額を全部課税力に持つて来るかどうかということであります。これが、これはわれ／＼は大体七割程度をもつて標準税額にしたい、三割は別にこの中に入れないという考えであります。こういうことを考えます理由

は、全額をもつて標準財政需要の中には、全額をもつて標準財政需要の中に入れますと、とりました税はもう一般平衡交付金の配分の際差引かれてしまふということになりますから、その団体は税をたくさんとつて仕事をしようという意識を沮喪するようなことになります。従つて七割程度を標準財政力の中に見ておきまして、あとの三割は自由に使える財源、このようにいたしたいと思ひます。従ひまして初めて申し上げた一般平衡交付金の額と、地方税の額と、この兩者を足したのもつて対象にすると申ししたのであります。が、正確に申ししますれば、一般平衡交付金の総額と地方税の七割の額とをもつて、その範囲内において標準行政費というものをきめたい、こういう考えであります。そのような計算で各団体に当該年度の予算額を按分して交付するということになるわけです。あります。ただそのようにいたしますと、どうしてもいゆるしやくし定規になつて、こまかいところに手が届かない、あるいは配分してしまつたあとで、臨時に起つた経費に對して、財源を付與することができないというふうになりますので、一割程度のもものは特別の交付金としてとつておきまして、そういう特殊な事情が起りました際に、交付いたしたいと考えております。そのようにいたしまして各団体に對します一般平衡交付金の交付額をきめまして、それを積み上げたもののが当該年度におきまして国庫の予算にのるべき額であります。しかしながな予算の編成上、どうしても年度が一年ずつ計算する關係上、結局総額は見込みによつて計算する以外にありません。従ひまして實際交付するときには、今申しましたようなものを基礎にいたしまし

て、予算にのつておる額を按分するという方法にしかないわけであります。

なお総額の方も今までの配付税のよ
うに、頭から親金できまつて来るとい
ふようなことではなくて、あくまでも
見込みではありますけれども、個々
の団体について計算したものを積み上
げたものが総額になるというかつこう
になつております。

それから現金の交付でありますが、
年四回にかけて交付いたしたいと思
います。その場合初めの二回はおそら
くほとんどにその年度の一般平衡交付
額が算定できるまでに間に合わないと思
いますから、そういう場合は前年度
のものをもちましてかりに交付してお
いて、あとのもので精算する、こうい
う方法をとりたいと考えております。
以上が大体一般平衡交付金の骨子でござ
います。

○門司委員　ただいまの説明で大体の
趣旨はわかつたのでありますが、その
際に非常にむずかしいと思いますこと
は、国政事務と市町村の固有事務との
限界をどこに線を引かれるかというこ
とであります。これが明確になつて参
りませんと、先ほどの説明によりまし
ると、いづれも町村の考えております
ることと、それから政府が総予算の中
に考えておりますことと違ひが出て
来て、従来というよりも、本年度の配
付税のような形が必ず示されて来るよ
うに、われ／＼には考えられます。従
つて政府はこの国家事務と地方の事務
との限界を定められる具体的案がよ
るかどうかということであります。こ
れはおそらく平衡交付金の最も重要な
基礎になると考えるのであります。

その点の限界がおわかりでありましたら、この際ひとつ御発表願いたいと思います。

○秋田府委員　御質問に関連いたしましたて、もう少し一般平衡交付金の運用につきまして御説明申し上げたいと思ひます。先ほど申しました各費目にわけまして、標準行政費を計算する場合に、義務的ないわゆる国家事務的な経費につきましては、おそらくその標準となつております全額をもつて計算の中に入れるようにいたします。先ほど申しましたように、総額は標準課税額の七割程度でございます。三割はこの中から外に出るものでありますから義務的な経費につきましては全額をこれに入れる。従つて義務的でない経費について、相当標準額よりも落ちた額が計上されるといふことになりまゝが、しからばその義務的な経費はどういうものかと申しますと、これはほかかの法律によりましてきまつております。たとえば義務教育費であるとか、衛生施設上の各法律によつて地方団体の義務として義務づけられたもの、こういうものを選ぶことになつております。

それからその額の確保の問題でありますますが、ただいま申しましたように、標準行政費を測定する場合の測定の基測、たとえば小学校費については児童数と学級数と、学校数を用いるといふうようなことは、法律にはつきり規定して御審議をいたしております。さうして御審議をいただいております。さらには欲を申せば、これに乗じます單獨等もこの法律に規定いたしまして国会等の御審議を受ける。單に政府が勝手にやるのじやない、かういふ方向に持つて行きたいと思ひますが、何分にも本二十五年度は施行早々であります

て、そういうものにつきましましてわれわれ確たる見通しを持つておりませんから、今後これを調査いたしまして、その上で政令をもつて定めることにいたしたいと思ひます。しかし二六年度以降でできますならば、そういう準備もなるべくこの法律に織り込みまして、すべて国会の御承認を受けて、配分するといつかつこうに持つて行きたいと考えております。それからつけ加えまして、この一般平衡交付金を地方団体が受けました場合、それをどう使つたように掲げました経費の各項目別の内訳は、單に配分するときの基準にしかすぎないのでありますが、ただ国家的に要請されておる事務、たとえば義務教育のごときは典型的であります。こういふものにつきましては、測定標準によりまして算定いたしました額そのものは必ず地方団体が支出しなければいけない、もしこれを支出しなければ、平衡交付金の返還を政府が命ずることができ、このようにいたしたいと思ひます。なおこのような測定標準をどう定めるかという問題、それから各項目別の行政費の額が、どれだけの割合という問題、これはそれ／＼主官省の意見を十分に斟酌してきめたいと思ひます。それから、各団体ではたして国家的の事務に充當しているかどうかという調査も、それ／＼各省におきまして十分厳格な監督ができるような建前にいたしたいと考えております。

〇門司委員 私にはまだはつきりのみだめないのでありますが、問題は従来しばしば言われておりますように、今日の地方の事務は、大体六割ないし七割ぐらいが、国政事務であるといふことがしばしば言われており、これが事実である、われ／＼には一応考えられるのでありますが、もしそうなるて地方財政が十分まかなえるだけの交付金をやることになると思ひますが、その場合に單に七割程度をそのことのために見て、そうして全額を税の徴収を見ないといふようなことが、私はその間の事情を斟酌された一応考えるのであります。もし国がほんとうに国政事務のすべてを国の費用で見て行く、そうして地方の自治体がおの／＼の財政事情に応じて、自律性を保つて行くといふようなことに考えられべきならば、今の説明だけでは私は納得できないのであります。それは各省においてはいくら／＼問題があるといふようなことに、説明はされておるのであります。各省が今日持つておりまするい／＼な問題、たとえば保険の問題を一つ取上げて見まして、保険に關係いたしております多くの事務員と言ひまするが、關係者といふものは、大体国の官吏に所屬をしてゐる。そしてそれは實際は地方自治法の附則によりまして、これが都道府県警務の指揮監督の中に、仕事をしなければならぬといふことになつておる。もし地方の自治体がほんとうに完全に自己の自律性をもつて、そういう保険事業が行われるようなことになつて参りますと、当然これらの費用、これらの事業はすべて地方の自治体に委譲されなければならぬ。ところが現状ではやはり厚生省がこれを握つておつて、そして厚生省の役人の費用だけを厚生省

が出してゐる。實際の仕事は都道府県知事の指揮監督のもとに行われておる。そこで問題になりますのは、この保険事業といふものは、はたして全額が国の仕事であるか、地方の仕事であるかといふことでありまして、地方の都道府県におきましては、知事の監督のもとに仕事はやつておるが、派遣されたものは国の役人である、しかも事業自体をほんとうに地方の住民の満足するようにやつて行こうとすれば、都道府県費あるいは市費を相当これに注ぎ込まなければほんとうの仕事がでない。この辺の線が明確に規定されない限りにおいては、この平衡交付金といふものは、地方の都道府県にとつては、はな／＼安心のできないような状態になつて来はしないか。この前の委員会でもちよつと私お話し上げましたように、こういう形においてはほんとうに地方が自律的に行政の基礎を築くといふことになるならば、まずその前に今国が補助いたしておりまする、非常にたくさん事業の内容といふものを、明確化してもらいたい。そしてこれだけの仕事は国が行うから、これだけの交付金があるのだといふことを、はつきり算定の基礎の上に示しておいてもらひませんか、そのときどの政府のものか考へ方で、動かされたいといふことになつて参りますと、今政府が考へておるものものと、またたく逆の結果が將來生じて来るのじやないか。教育費の問題にいたしましても同じようなことでありまして、たとえば、教員の給料の問題等にいたしましても、給料につきましては全額、国庫が支拂うのだといふようなことにいたしますならば、これを明

確に、何らかの法律できめて行くといふことがなされて、その基礎の上に立つて、平衡交付金が出されるといううなことが行われることが、正しいのではないかと私は考へております。が、この辺に對する御見解をもう一度お聞かせを願ひたいと思ひます。

〇新田政府委員 保険のうち政府が全額を負担する事業として經營してゐるものといふものにつきましては、これを地方費に移すことは適當でないのじやないかと思ひます。国民健康保険のみに、市町村で主体になつて市町村だけの会計で、実行して行くといふものにつきましては、もちろん一般平衡交付金の対象になります。政府が一貫して全額を負担する事業として行つてゐるものにつきましては、地方費の支出といふことは、ちよつと考へられないのじやないかと思ひます。従ひまして現在おられます職員も官吏もなつて国費で支弁されておられますが、こういう方向はやむを得ないのじやないかと考へております。

それから国家が要請するような、一般の義務的な経費につきましては、補償であります。これは先ほど申し上げましたように、今年出ます法律では、單価等も書いてありませんけれども、將來は地方につきまして合理的な基礎を築くことができたならば、なるべく法律に書きまして、国家が要請するような義務的な経費についての額が、幾らであるといふことを、国会の審議を経て法律をもつてはつきりときめまして、これが中央政府内部のやりとりによつて動いてゐる、あるいは地方団体に参りましたときに、あやふやになつてゐるようなことのないように、

いたしたいと思ひます。

〇本多國務大臣 ただいまお話のありました通りに、国の事務と、都道府県の事務と、市町村の事務の明確化が、自治確立の上においても、また行政権においても、財政権においても基礎にならなければならぬといふお話は、まことにこもつともでありまして、政府はただいまこの方向に努力中でありまして、地方行政調査委員会において、この基礎を確立することができましように結論を得たいと思ひます。

本年度の平衡交付金の制度は、それぞれ自治体の固有事務、委任事務等が、法律で規定されておるので、現状のままでもこれを執行するのであります。ただ政府からの補助金を、平衡交付金に統合したものが、相當あるといふだけでありまして、本來は政府の国家事務が、地方自治体自体の事務として扱つてもいいものが、今日の段階でも相當あるように考へられますので、根本的には国の事務、府県事務、市町村の事務といふことが法律上個々に明確化せられて、それ自体の事務といふことになつて行くべきであると思ひます。そうした改革が行われれば、中央の行政費が、それだけ削減されて参りますから、中央におきましては減税か、あるいは平衡交付金を増額するかといふことで、地方のふえて行く事務に対する財源といふものも、均衡を得て行くものと存じます。ただいまお示しのような方向へ進んでおるのでありますが、これが確立するのは来年度ではないかと考へられますので、そうしたときに来るだろうと考へております。

○淵上委員 ただいまの問答を伺つておると、ちよつと私何だかわかりません。地方財政交付金制度の本旨は、私が今まで解釈しているところによると、地方財政の確立をはかることによつて、地方自治の発達に資するというのが、本来の趣旨であると思つておつたのであります。しかるにただいまの質問に答へますと、公共団体の委任事務と、固有事務という問題と混同されておるのではないかと私には考へておりますので、自治庁当局のこの点に対する御見解を伺つておきたいと思ひます。

○本多國務大臣 現状においては、その委任事務、固有事務をどう調整するかというところは、別個の問題でございます。

○藤田委員 簡単に要点だけをお伺いしたいと思ひます。まず第一点は、先般政府からいただきました二十五年度予算の説明によりまして、シャープ勧告案には平衡交付金の総額は、少くとも千二百億というふうに勧告されておりますが、今回の予算によりまして、千五百億となつておりますが、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○萩田政府委員 確かにシャープ勧告では千二百億になつておりますが、今度提案になりました予算におきましては、千五百億になつております。なぜ少くなつたかというお話であります。これは国庫補助金の整理と関連いたしまして、シャープ勧告で大体廃止して一般平衡交付金に統合した方がよいと思つたと言われた項目のうち、特に大きいのは生活保護法に要する百五十億であります。そのほかにも数種の

項目がございまして、これを一般平衡交付金に入れずに、特別に補助金として立てましたので、その額だけ千二百億から減つて来たのであります。ただ予算の付記の中におきまして、今後研究しまして、もし一般平衡交付金に統合してよいならば、それを移しかへることができるといふような付記がついてはおります。

○藤田委員 ただいま萩田次長から答へがありましたが、その付記は、内閣は地方財政平衡交付金と、各省に計上した地方公共団体に対する補助金との間に、移用できる旨予算総則に規定した点だろふと思ひますが、従来の大蔵省の行き方からしまして、この点に關しましてほとんど期待できないのではないかとと思ひます。しかも予算書を見まして、非常に奇異に感じます。点、たとへば厚生省関係におきまして、児童保護費は十四億五千万円が、そのまゝ平衡交付金になつておりますが、これと同じ性質であり、むしろ一層地方公共団体に直接関係の深い生活保護費は、そのまゝになつておる。そのほか同胞引揚費が二億三千万、農業保険費がわずかに八千万、それから中小学校の経費が二百五十億といふふうに入つて参つておりますが、シャープ勧告にありましたが、大きく上つただけに、平衡交付金に入りまして補助金の内容といふものが、非常に貧弱である。これは私はあえて自治庁当局の政治力の不足といふふうに、地方公共団体から誤解されはしないかと思ひます。その点やむを得ない事情もあつたと思ひますが、自治庁当局ではどのくらいの補助金の編入を予定され、その結果かかる金額になつたといふようなことを、ひとつ

忌憚なく御説明をお願いしたいと思ひます。

○萩田政府委員 当初生活保護法の補助金もこれを全部統合することとしたしまして、二十五年度の一般平衡交付金の額を千二百五十億弱にいたしましたのであります。その後御推察のような事情で二百億程度のものが、一般平衡交付金から外へ出た、従つて千五百億になつたといふような経過でございます。

○藤田委員 先ほども立花君から指摘されましたが、大蔵省主計局とありますので、おそらく大蔵省当局が作文したと思ひますが、このうちにあります二十五年度予算の説明の中には、地方財政平衡交付金の項目におきまして、はつきりと二十五年度の地方財政は相当余裕を生ずるものと考へられるといふふうな、非常に樂觀的な説明をしてございまして、われ／＼この予算書を見まして、徴税をその他の方面において相当の困難と財政難を、さらに予想しておるのであります。この予算の説明は、自治庁の資料に基いて作文されたのか、あるいは大蔵省当局が書きましたのか、簡単に御答へ願ひたいと思ひます。

○萩田政府委員 ちよつと私まだそのものを拜見しておりませんので、はつきりしたことを申し上げられませんが、シャープ勧告に上りまして、大体地方に対して一千億の余裕財源を與へた。これは二十五年度の追加予算の成立しない前の話でございますが、それと比較いたしまして一千億プラスする。しかし三百億の寄付金を廃止するから、差引七百億だけ地方財源にゆとりが出る、こゝういふことになつております。しかし今度出ました国の予

算、あるいは大体地方債のわくを三百億と定めておられますことなどによりまして、七百億の余裕はとて出ませんで、三百億程度はそれを下まわるようになると思ひます。しかしまだインフレーションにきまして十分の結論を得ておらぬのでありますから、地方債の発行、あるいは予算の節減といふようなことにつきまして、考慮しなければならぬといふところもございまして、まずこの程度によりまして二十五年度は地方財政をやつて行くといふような考へでございます。

○藤田委員 この平衡交付金法の制定とともに、非常に地方自治団体で注意いたしておりますのは、災害の国庫補助の問題でございます。今年度予算によりまして、二十五年度発生災害復旧事業費として、百億円を計上されておられますが、この配分に関しましては、大蔵省がもつぱら管轄するの、あるいは自治庁において相当発言権があるものかどうか、お伺いしたいと思ひます。

それから先般の総務部長會議におきまして、この災害復旧費の全額国庫負担に關しまして、大蔵省並びに建設省方面におきましては、被害額が一件三十万円以上に対してのみ、全額国庫負担する。實際町村等におきまして最も該当件数の多い三十万円以下には国庫補助をしない。地元負担であるといふふうな内規が折衝されておるといふうなことを、拜聴いたしておりますが、この点も重ねてお伺いしたいと思ひます。

○萩田政府委員 予算に出ております百億円の昭和二十五年発生災害に對し、ます国庫補助金、これは公共事業費の中

でございまして、安定本部におきまして割振りをきめまして、それ／＼の各省の所管によりまして、各省より地方公共団体に對して割当額が決定することになります。それから災害の全額負担に對してございまして、この点につきましては、二十五年度に關し、限り災害費を全額国庫負担にするといふ法律、今期国会に提出して御審議を受けようと思つて、この分は相当進行いたしておりますので、数日中に提出に相なると思ひますが、この場合今おつしやいました小さな災害については、補助の対象から除外いたしまして、補助の対象から除外いたしまして、こゝういふ点は法律にはございまして、大體現在政府部門におきまして打合せしておりますのは、十五万円程度でございまして、三十万円といふことは考へておりません。

○藤田委員 一番平衡交付金で問題になりますのは、毎年度のわくの問題だろふと思ひます。大蔵省当局と自治庁の間におきまして、相当開争が展開されるだろふと思ひます。つきましては、私は新聞の報道だけを根據に申し上げますが、ぜひともこの点に關しましては、法律によりまして、毎年度予算の分捕戦がないよう、地方公共団体が安心して翌年度の平衡交付金の総額も、想定できるような方法をとられ、御用意がございまして、この点最も地方公共団体でも憂慮しておる点でございまして、先ほど平衡交付金法の概要の御説明に際しまして、これも省略されておつたようでございますから、お聞きしたいと思ひます。

○萩田政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、毎年度の総額は、各

団体につきまして先ほど申しました各費目について、標準行政費を計算し、しかも片一方標準課税額を計算しまして、その差額は全部全額国庫予算に一般平衡交付金として計上する、こういう建前でございますので、今までのような配付税にありましたような総額についての保障はございません。従いまして御懸念のような問題が起るおそれがあると思いますが、そういうことも考えまして、なるべくその各費目の最小限度の単価等は、法律に規定いたしました、この額だけは予算の査定に關係なく、必ず確保しなければならぬのだという法律上の根拠を得たいと考えております。

○藤田委員 自治庁の方針はわれ／＼とまづたく同意見でございます。さようにしていただきたいと思ひます。が、従来の体積及び将来の国家財政の見通しによりまして、どうしても大蔵省で平衡交付金の総額をきめまして、逆転して行くという可能性があるんじゃないかと思ひます。それを打破できるだけのきちんとした法律を予定されておりますかどうか、その点をも一度お伺ひしたいと思ひます。

○藤田政府委員 ただいま申し上げましたように、できるだけその標準財政費というものを法律で確保したいと考えておりますが、あとは政府内部の折衝に任せることと思ひます。しかし現行法で配付税につきまして法律の保障がありまして、やはり還元されたというふうな経路もあるのをごいいますから、要は政府全体としての地方自治に對する態度がはつきりさえておれば、そういうことは起らないのではないかとと思ひます。

○藤田委員 清新強力なる本多國務大臣が登場されて、その点に關しましてはわれ／＼も非常に期待いたしております。何れ法案が出ましてから、詳細な御質問をしたいと思ひます。

次に起債の問題を簡単に伺ひたいと思ひます。地方公共団体としまして財源難の折衝、起債というものが非常に有力な財源になつております。この起債の償還年限の延長と利率の引下げということは、第六国会においても大蔵当局から再三お答えを願ひいたしました点でございます。新聞の報ずるところによりますと、見返り資金はもちろん、一般市中金融の利率も引下げるようでございますが、従来九分四厘ないし九分六厘という高率をとられておりました起債の利率の引下げに對する見通しを、本多大臣からお伺ひしたいと思ひます。

それから御存じと思ひますが、大蔵省預金部資金の運用規定がありまして、これによりましてたしか十五年ないし三十年間の長期年賦償還に、従来の預金部資金の起債はなつておりましたが、その後運用審議會において短縮しております。大蔵大臣が申される通りにインフレも収束いたして、安定をとりもたせられておられますので、この償還年限を引延ばしまして、規定通りに引返して利率も引下げて、こういう面から強力に地方財政をカバーするといふことに、新國務大臣の御奮闘をわれわれは切望する次第であります。第六国会における水田大蔵政務次官その他の御答弁で、相当研究され折衝されておられると思ひますが、その後の経過と今後の見通しをお聞きしたいと思ひます。

○本多國務大臣 地方債のわくをさらに広げることも必要であります。これはインフレ阻止の關係から、困難な事情にありますが、すでに今日まで発行されておる地方債は、災害等の多かつた地方には非常に多額に上り、この元金の償還、さらに利息の支拂いが地方財政を相当きつづくに圧迫しているという事実でございます。二十四年度はこの地方債の利息の支拂いが五十億円に達しておるのでございますが、この地方債の中で今年度からは災害に關する公債の元金、利息等の支拂額は、これを財政需要額の中に入れて、調整をして行きたいということが一点であります。さらに一般事業に對する起債については、十五年にその期間を延長するといふことと、一般銀行利息の引下げに伴ひまして、利率においても二厘だけは引下げたいという方針を持つておる次第でございます。

○藤田委員 就任早々の本多さんから非常に具體的な、しかも地方団体の現狀を推察された御答弁を得まして満足に感じます。

最後に一点、これは地方財政に直接關係しない問題でございますが、先般の本委員会においても質問がございました。道州制の問題と、中間機關たる地方事務所の問題でございます。仄聞するところによりますと、道州制に關しましては、關係方面はわれ／＼の想像に絶するようないきなり意見を持つておられるのをごいいます。國務大臣の教も相当減しまして、道州知事というものに大物をすえた、いわゆる日本の中央地方の行政の面的な改革を行おうとする熱意が、關係方面にあるのをごいいます。先に本多國務大臣は就任早々

九州地方を旅行されて、この問題に言及されて相当地熱意を示されております。この点に關しまして先般御答弁がございました以外に、何か大臣としてかありたいという御希望なり、御構想がございましたらば拜聴いたしまして、われ／＼の研究材料にしたいと思ひます。実はこの問題に關しまして地方公共団体等におきまして、相当操縦應酬が行われておるのをごいいます。先ほど御答弁のありました出先機關の整理は、徹底的にやるという小野政務次官の御意見に、まづたくわれ／＼も同意見でございます。事務所といふものも、ひとつ本多さんが自治庁長官たる國務大臣御就任を機会に、本格的に検討して見られる用意はないかどうか伺ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 御質問であります。が、残念ながらたゞいまのところでは、具體的な研究について申し上げる段階に至つておらないのをごいいます。關係方面に道州制というふうな非常な強い希望と申します。考えがあらうというお話でございますが、これも直接には私としてまだ聞いたこともないのでございまして、ただしかしこの地方行政の区域を、自治制の区域としてももう少し強化するためには、地理的經濟的な條件、あるいはあまり区域の小さなものは、それだけ自治体として弱体でございますから、これを統合したらどうかという抽象的ではありますけれども、その熱意は持つておるつもりでございます。私が先般旅行いたしましたときに、統合の問題等について新聞に出たのをごいいます。その問題も今回の地方行政調査委員会

議で、あわせて研究してもらふことになつておるから、その研究対象になるであらうといふことを言うたに過ぎないのではありません。政府といたしましても十分の熱意は持つておりますけれども、まだ具體的に申し上げられる程度には研究が進んでおらないことを御了承願ひたいと思ひます。

○中島委員長 この際川西君は、財政に關つての質問ですか。

○川西委員 道州制のことについてひとつ……

○中島委員長 もしあれだつたら、地方自治法の一部を改正する法律案もこの日程に加えて、広い範圍で御尋ねするように願ひたいと思ひます。あなたの質問は保留になつておりますから、あなたの番になつておりますから、それとあわせて質問を許します。

○川西委員 ちょうど今道州制の話が出ましたので、簡単に御尋ねいたしますが、本多國務大臣は御就任に際しまして、道州制の確立というふうなことを、御就任の言葉に述べておられますけれども、道州制々々と言葉では申しますが、大體道州制というのとはどういふものなんでしょうか。實體が全然わからないのにもかかわらず、言葉としてあらうところに非常に叫ばれておるので、地方においては非常に動搖しておるのを見られるのであります。道州というものは、道州から直接町村に続くものであります。あるいは府県の上になつた道とか州というものがあるのではありませんか。そういうことにはいたしません。地方行政に段階をまた一つふやすといふようなことになつて、はなはだ経費の面からも、人員の面からも複雑なことになつて参ります。

すが、正確なこと、明快な具体的なこととは別といたしまして、大体道州制というものがどういふものであるか。昔、戦時中にありましたような連絡行政協議会のようなものであるか、それとも完全な自治体であるか、その点まきり言葉だけが流行いたしてあります、実体がわからないのであります。その点について一つと、それからもう一つ、府県の統廃合というのを先ほども申されましたが、府県は現在の法制上独立の自治体でありまして、府県会の独立の意思によつて行動する建前になっておるのであります。府県の統廃合というやうなことをやろうと思ひますれば、府県の意思に反して統廃合しなければできない。それを一々聞いておりましたは、統廃合はなし得ないのでありますけれども、府県の統廃合というのを考えます場合、その法的措置につきましては、どういふふうに考えておられるのであるか。その二点について伺ひたいします。

○本多國務大臣 道州制ということ、私は言つた覚えはないのでございす。これも確かに、新聞で見ますと道州制を研究している人はあるようございす。自由党の中の人からも一人道州制の話を聞いたことがありますが、私ども、私といたしましては、今の府県をそのままにして、さらに一段階をつくるということについては、まだそういう方向を考へてみたこともありません。ただ府県にも統合した方が適當であると思はれるものがあるかもしれないと思ひます。ことに市町村などの中には、現に三箇村、四箇村集まつて共同で学校を経営するといふ

やうなもののさへありまして、これは府県ばかりでなく、特に市町村において、自治的な基盤として小さいがために、弱体であるといふものが多いのじやなからうかと存じます。これらはすべてシャウプの勧告に基く地方行政調査委員会が研究をしていただくといふことで、今日ではそれで盡きておるのであります。その上で政府は方針を決定したいと思つております。これを実行する法律的手段はどうかという話であります。これは憲法にも関係のあることと存じます。地方行政調査委員会のような權威ある機関が、これを決定し、勧告することによつて、おのづから生じて来る国民的な政治力というやうなものが、この解決の大きな力になるものだろうと存じております。これをいかに法制化するかといふことにつきましては、今のところ具体的には進めておらないのであります。

○川西委員 それから市町村の統合がシャウプ勧告によつて大体勧奨せられておるのであります。將來この市町村の統合につきまして、何か中央において強制的な措置をとられるやうなお考えがあるのであります。ただ勧奨するといふだけあります。その点について伺ひたいのであります。それからもう一つ、シャウプ勧告の文面から見れば、市町村の統合と申します。市町村の統合は、新制中學校一本立ちではつくれないといふやうな、大体貧窮町村同士の統合といふことを、勧めておられるように読み取れるのでありますけれども、實際は市のそ

ばの町村を併合するの、市町村の統合を勧めておられるといふ言葉が用いられて、市になるためには町村を併合する、そういうふうに用いられることが多いのでありますけれども、別に市になるためではなくして、村と村とが合併して財政力を強めるといふやうな意味の町村の統合を勧める。これがシャウプ勧告の趣旨であると思ふのであります。その点についてのお考えを承りたい。

○本多國務大臣 お話の通り特に支那事変以來大都市、市の周辺の町村の併合といふことが非常に行われて来たのであります。それが、そうしたものでばかりでなく、村と村とのそれが地理的、経済的また行政地域として強化され、適當であると思われるやうなものは、これが統合されるといふことを勧告されておるものと存じます。いづれにいたしましてもこの問題は、一応の地方行政調査委員会の決定を得た上で、政府といたしましては勧奨の方法等を進めたいと思つておりますので、今のところでは、どういふものをどういふふうにして統合したいという方針は、政府内部では決定されておらないわけでありす。どうぞ御了承願ひます。

要する問題だろうと思ひます。市町村の統合の場合には、原則として一般投票によらなければならぬやうになつておられます。これは憲法にも関係のある事項と考えられますので、そのときになりまして、どういふ方法でやるかといふことは、よほど研究を要するものと思ひますが、政府としてたゞいま強制的などという考えはないのであります。

○川西委員 次に地方平衡交付金のことにつきまして、簡単に尋ねたい。市町村に對する分と、府県に對する分と、大体五割五割と、半分ずつわけられるやうになつておつたのであります。平衡交付金法によりまして、財政需要と基準財政収入との差だけ、すべての地方団体おしなべて交付するやうに條文はなつております。が、この配付の仕方はどうなると、府県と市町村との配分の割合は、大体どういふふうになるお見込みですか。大体の比率、割合を教へていただきます。

○秋田政府委員 現在の配付税におきましては、まず財政事情による配分をいたしますところの増人口の關係上、町村と市とにおきまして一・五と五割の違ひがありました。そういう關係で、町村と市と同じ人口でも、市の方が多かつたわけでありす。もう一つは大都市と、市と、それから町村と三ブロックにわけ、それ、計算することになつておりますので、つまり町村でいいますと、そういう大きな所は、頭の方であるからいい方でありす。その内部においては比較的配付税が少い。ところがそういう所が市になります。市のしりについて来ますから、そういう所は割合にたくさん配付税が行く、こういうふうなことで非常に段階があつたわけでありす。実はわれ／＼も的確な資料をまだ持つておりません。今後は一応市と町村とをそのやうに三ブロックにわけないで、いきなり配分いたしますので、そ

のと考へております。この点まつたく今のところは見当が付きません。○川西委員 それからもう一つ、今ここに資料を持つて来ませんので、数字に即して申し上げることはできませんけれども、配付税の交付の金額につきまして、大体現在までの配付税の交付の方法によりまして、人口が三万ないし四万の市と町村では、たいへんな差があつたのであります。平衡交付金におきましては、どのくらい差があるものでありましようか、その配付税のときより差がひどくなるのであります。か、ゆるくなるのであります。か、それについてのお考えをお伺ひしたいと思ひます。

う意味の差はございませんが、先ほど申し上げましたように、配分基準に對しまして補正する場合の一つのファクターといつたしまして、農村部分と都市部分とは、ある程度の段階はつけないければならぬと考えておりますので、そのつけ方いかんによりましては、相当程度の差が出て来るのではないかと考えております。

○川西委員 どちらについても差は出ますけれども、その差の開きがよけいにひどくなるのか、それとも緩和されるのか。

○萩田政府委員 これは今後その差をつけた方がいいものか、つけない方がいいものかという観点で判断いたしまして、その補正計数をきめなければならぬ問題だと思ひますが、しかしむしろ現在よりも差は少くなるのじやないかという、大体的見通しを持つております。

○中島委員長 本日はこの程度にいたしておきまして散会いたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中島委員長 次会はこの次の土曜日の午前十時から閉会したいと思ひます。もし緊急の問題があれば、公報をもつて御通知いたします。

これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

昭和二十五年二月十六日印刷

昭和二十五年二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所